

○但馬広域政事務組合個人情報保護に関する法律施行条例 施行規則

令和7年7月16日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び但馬広域行政事務組合個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年但馬広域行政事務組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の方法)

第2条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 当該電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テープ若しくは録音ディスクに記録されている場合 視聴又は複製物の交付の方法
- (2) 当該電磁的記録が前号に掲げる記録媒体以外の記録媒体に記録されている場合 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又は光ディスクその他の記録媒体に複製することが容易であるときは、管理者は、視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。

(費用負担の額等)

第3条 条例第3条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 複写機により複写したもの又は電磁的記録を印刷物として出力したもの 日本産業規格A列3番までの大きさの用紙1枚につき、黒の単色刷りにあつては10円、多色刷りにあつては50円
- (2) 外部の業者に委託しなければ写しを作成できないもの 当該委託に要した額
- (3) 電磁的記録その他媒体の複製によるもの 当該複製に要した額

2 条例第3条第2項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。

3 前2項の規定による費用は、納付書によりあらかじめ納付しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。